

令和 8 年度行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集の公示

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第53条第 2 項の規定に基づき、令和 8 年度行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集に関し必要な事項（提案の募集要項）を以下のとおり公示します。

宮城県警察本部長

行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集要項

1 趣旨

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第111条の規定に基づいて、宮城県警察本部長が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、宮城県警察のインターネットホームページの「個人情報ファイル簿」に掲載しています。

- 提案の対象となる個人情報ファイル簿は、「行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨」の欄が「該当」となっているものです。

<https://www.police.pref.miyagi.jp/soumu/pdf/kojinfairubo.pdf>

【参考】 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

- (1) 個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの（法第60条第 3 項第 1 号）
- (2) 個人情報ファイルに情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）で定める開示請求があったとしたならば、次の①又は②のいずれかを行うこととなるもの
 - ① 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるもの（法第60条第 3 項第 2 号イ）
 - ② 情報公開条例で定める意見書の提出の機会を与えることとなるもの（法第60条第 3 項第 2 号ロ）

- (3) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること（法第60条第3項第3号）。

3 提案の主体（提案者の要件）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（注）。また、単独提案及び共同提案のいずれも可能です。ただし、法第113条の規定により、次に掲げる①から⑥まで（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません。

- ① 未成年者
- ② 心身の故障により行政機関等匿名加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ⑤ 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- ⑥ 法人その他の団体であって、その役員のうちに上記①から⑤までのいずれかに該当する者であるもの

（注） 代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。

4 募集期間

令和8年7月31日（金）から令和8年8月31日（月）まで（32日間）

5 提案の方法

(1) 提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出してください。

- 提案書類
 - ① 提案書
 - ☐ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（規則別記様式第7）
 - ② 添付書類

- ☐ 誓約書（前記 3 の①から⑥までに該当しないことを制約する書面）（規則別記様式第 8）
 - ☐ 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面（事業計画等、事業内容及びその目的・効果を具体的に説明できる書類）
 - ☐ 提案をする者の本人確認書類（注 1）
 - ☐ 委任状（代理人の権限を証する書面）（注 2）
- ※ 必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合があります。

（注 1） 提案をする者が個人である場合

- ・ 提案の日において有効な「運転免許証」、「個人番号カード」、「在留カード」、「特別永住者証明書」その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

提案する者が法人その他の団体である場合

- ・ 法人等の登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案日前 6 月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの
- ・ 定款
- ・ 役員に係る運転免許証等の写し（提案する者が個人である場合に同じ。）
- ・ 担当者の本人確認書類及び法人の代表者から提案を行う担当者に対する委任状であって登録印が押印されたもの（担当者が法人の代表者である場合を除く。）

（注 2） 代理人による提案をする場合に限ります。

(2) 提案書類の提出方法

持参（注 1）又は郵送・信書便（注 2）により、提案書類 2 部を提出してください。

なお、提案書類を提出するに当たっては、事前に御相談、御連絡いただけますと円滑な受付が可能です。

（注 1） 持参による場合は、提出先開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

（注 2） 郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。また、締め切り日当日必着です。書留等配達が可能である方法としてください。

○ 提案書類の提出先

〒980－8410

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県警察本部総務部総務課 宮城県警察情報センター

6 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ① 提案者が法第113条各号に規定する欠格事由のいずれかにも該当しないこと。
- ② 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて、1,000人以上であり、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第62条各号に規定する基準に適合するものであること。
- ④ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑥ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- ⑦ 提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に警察本部長の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。

7 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に行います。

8 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書（規則別記様式第9）とともに同封する行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書（宮城県公安委員会及び警察本部長における行政機関等匿名加工情報提供事務取扱要綱別記様式第2号）及び行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に関する書類（契約書2通）に必要事項を記入して提出することにより、行政機

関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認められません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、審査結果通知書（規則別記様式11）に理由を付してその旨を通知します。

9 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要項の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 警察本部長からの審査結果通知書等の発送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 警察本部長が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の著作権は警察本部長に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。
- (7) 警察本部長が行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合、提案内容の一部を公にすることがあります。
- (8) 提案書の受付から行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の契約期間が終了するまでの間、提案内容の確認や加工の方法等、業務の円滑な実施のため、随時、連絡を行っていただきます。

10 提案に関する連絡先

提案の手続等について御不明な点がございましたら、次の連絡先までお問合せください。

なお、お問合せ内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

○ 提案に関する連絡先

宮城県警察本部総務部総務課 宮城県警察情報センター
電話：022-221-7171（代表）